

資料編

1 毛呂山町介護保険運営審議会設置に係る根拠条例

毛呂山町介護保険条例【抜粋】

平成 12 年 3 月 31 日
条例第 13 号

(介護保険運営審議会)

第 11 条 町は介護保険制度及び高齢者福祉制度の適切かつ円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、毛呂山町介護保険運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項の調査及び審議を行う。

- (1) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画及び法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画の策定及び進行管理に関する事項
- (2) 法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービス及び法第 8 条の 2 第 12 項に規定する地域密着型介護予防サービスを提供する者の指定及び運営に関する事項
- (3) 法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号に規定する認知症施策総合推進事業に関する事項
- (4) 法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項
- (5) 法第 115 条の 48 第 1 項に規定する地域ケア会議推進会議に関する事項

(組織)

第 12 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 介護保険の被保険者
- (4) 介護保険に関し学識経験を有する者
- (5) 介護保険サービス提供事業者の代表者

(審議会の事項に関する委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は、規則で定める。

○毛呂山町介護保険に関する規則【抜粋】

平成 19 年 3 月 30 日
規則第 26 号

第 7 章 介護保険運営審議会

(任期)

第 63 条 条例第 11 条の毛呂山町介護保険運営審議会（以下「審議会」という。）の委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 64 条 審議会に、会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 65 条 審議会の会議（以下この条において、「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 66 条 審議会の庶務は、高齢者支援課において処理する。

(委任)

第 67 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

2 毛呂山町介護保険運営審議会委員名簿

選出区分	所属及び職名	氏 名	備考
医療関係者	入間地区医師会 毛呂山越生ブロック代表者	鈴木 將夫	会長
	入間都市歯科医師会第4支部支部長	星野 洋一郎	
	坂戸鶴ヶ島市薬剤師会副会長	紫藤 哲男	
	学校法人埼玉医科大学 訪問看護ステーション管理者	福田 祐子	
	社会福祉法人埼玉医療福祉会 丸木記念福祉メディカルセンター 認知症疾患医療センター	福島 雄大	
福祉関係者	毛呂山町民生委員・児童委員協議会 高齢者福祉部会長	木内 由紀子	
	社会福祉法人育心会 特別養護老人ホーム悠久園施設長	田中 昭彦	
	社会福祉法人埼玉医療福祉会 丸木記念福祉メディカルセンター 薰風園事務長	末田 譲	
	毛呂山町社会福祉協議会事務局長	渡邊 守明	
	住民参加型在宅福祉サービスグループ 友愛毛呂山代表	小島 志津子	
介護保険の被保険者	毛呂山町連合寿会会長	後藤 徹雄	
	公募委員（1号被保険者）	栗生田 良子	
	公募委員（2号被保険者）	吉澤 恭枝	
介護保険に関し学識経験を有する者	埼玉医科大学保健医療学部 理学療法学科理学療法士	三浦 佳代	
介護保険サービス提供事業者の代表	毛呂山町介護保険サービス事業者 連絡協議会会长 毛呂山町生活支援体制整備推進協議会会长	小林 明弘	副会長

3 計画の策定経過

【令和4年度】

○計画対象者への実態調査

日程	調査の種類
令和4（2022）12月1日 ～令和5（2023）1月31日	(1) 一般高齢者（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査） (2) 居宅要介護認定者（在宅介護実態調査）

【令和5年度】

○毛呂山町介護保険運営審議会の開催経過

日程	内容
第1回 6月20日（火） 毛呂山町役場201会議室	(1) 第8期計画の計画値と実績値について (2) 令和4年度高齢者実態調査について (3) 第9期毛呂山町高齢者総合計画の策定について（概略） (4) 今後の会議日程について
第2回 8月8日（火） 毛呂山町中央公民館 視聴覚室	(1) 地域ケア会議からの地域課題について (2) 第9期毛呂山町高齢者総合計画の骨子案について
第3回 9月26日（火） 毛呂山町中央公民館 視聴覚室	(1) 第9期毛呂山町高齢者総合計画の素案について (2) 介護保険事業における給付見込みについて (3) 認知症施策の推進について
第4回 11月14日（火） 毛呂山町中央公民館 視聴覚室	(1) 第9期毛呂山町高齢者総合計画の素案について (2) 地域ケア会議から抽出した地域課題について
第5回 令和6年2月13日（火） 毛呂山町中央公民館 視聴覚室	(1) 第9期高齢者総合計画（案）について (2) パブリックコメントの実施について (3) 第1号被保険者の介護保険料の設定について

○パブリックコメントの実施

日程
令和5（2023）年12月11日（月）～令和6（2024）年1月12日（金）

4 用語解説

■ あ行

一般介護予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業のうち、第1号被保険者のすべての者及びその支援のための活動に関わる者を対象とした事業。

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指す。

NPO（エヌ・ピー・オー）

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになる。このうち、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」と言う。

NPO は法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

■ か行

介護休暇

労働者が要介護状態（負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族の介護や世話をするための休暇。労働基準法の年次有給休暇とは別に取得できるが、有給か無給かは、会社の規定による。介護休暇を取得できる日数は、対象家族が1人の場合は、年5日まで、対象家族が2人以上の場合は、年10日まで。介護休暇の対象となる家族の範囲は、配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫。

介護給付

要介護認定を受けた被保険者が利用したサービスに対する保険給付。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険制度で、要介護認定者又は要支援認定者からの相談に応じるとともに、要介護認定者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービス事業者、施設などとの連絡調整等を行う人のこと。

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業のうち、要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者を対象とした事業。

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援も含め、多様なサービスを制度（総合事業）の対象として支援する。

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村の主体性を重視し、地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を、市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供することができる事業。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から構成される。

かかりつけ医

健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師のこと。

緊急通報システム

急病等の緊急事態が起きた際に、利用者がボタンを押すだけでコールセンターへ通報できる装置のこと。本町においては、委託先のガードマンが現場に急行し、状況に応じて、救急要請やあらかじめ登録された親族へ連絡を行う。

ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。利用者と社会資源の結び付けや、関係機関・施設との連携において、この手法が取り入れられている。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

言語聴覚士

S T（エス・ティー：Speech-Language-Hearing Therapist）ともいう。音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人を対象に、医師又は歯科医師の指示のもと聴力や音声機能、言語機能の検査及び訓練や助言を行うほか、摂食や嚥下障害の問題にも専門的に対応する専門職。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。

後期高齢者

75歳以上の高齢者。

厚生労働省

平成13(2001)年に行われた省庁再編により、「厚生省」と「労働省」が一つになり発足。

「国民生活の保障・向上」と「経済の発展」を目指すために、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上・増進と、働く環境の整備、職業の安定・人材の育成を総合的・一体的に推進するほか、少子高齢化、男女共同参画、経済構造の変化などに対応し、社会保障政策と労働政策を一体的に取り組んでいる。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

高齢社会白書

高齢社会対策基本法に基づき、平成8(1996)年から毎年政府が国会に提出している年次報告書。高齢化の状況や政府が講じた高齢社会対策の実施の状況、また、高齢化の状況を考慮して講じようとする施策について明らかにしている。

高齢者虐待

養護者や養介護施設従事者等による、高齢者に対する、暴力的な行為（身体的虐待）、暴言や無視、嫌がらせ（心理的虐待）、世話をしないなどの行為（介護・世話の放棄・放任）、勝手に高齢者の資産を使ってしまうなどの行為（経済的虐待）、性的ないやがらせなどの行為（性的虐待）などを指す。

高齢者虐待対応専門員

埼玉県が平成18(2006)年から市町村職員や地域包括支援センター職員を対象に実施している、虐待に関する独自プログラムでの研修を修了した者。高齢者虐待が発生した場合の対応や、虐待の防止・予防活動の中心となって活動を行っている。

コホート変化率法

同じ年に生まれた人々の動向から変化率を求め、その結果に基づき将来人口を推計する方法。

コメディカルスタッフ

医師以外に関わる医療従事者の総称。パラメディカルスタッフ又はメディカルスタッフとも称される。

■ さ行

サービス付き高齢者向け住宅

日常生活や介護に不安を抱くひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯のために、介護・医療と連携した、安否確認や生活相談などのサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。

財政安定化基金

介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用を充てるために都道府県が設置する基金。財源は国、都道府県、区市町村から3分の1ずつ拠出し、一定の事由により区市町村の介護保険財政に不足が生じた場合に資金の交付又は貸付を行う。

在宅医療

在宅で行う医療のこと。在宅医療としては、医師による訪問診療、看護師による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

作業療法士

OT（オー・ティー：Occupational Therapist）ともいう。身体障害者や知的障害者、精神障害者などを対象に、医師の指示のもとに各種作業を行い、心身の機能や社会復帰に不可欠な適応能力の回復をはかる専門職。

サロン（地域のサロン）

地域住民が主体となって運営・参加を行い、だれでも参加できる地域交流の場。

指定管理者

地方公共団体が、公の施設の管理を行うために、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度、また、その指定を受けた団体のこと。

市民後見人

市町村等が実施する養成研修を受講するなどによって成年後見人等として必要な知識を得た住民の中から家庭裁判所によって成年後見人等として選任された人。

社会福祉協議会

住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする公共性・公益性の高い民間の非営利の団体（社会福祉法人）。全国すべての市町村、都道府県ごとに設置されており、本町には毛呂山町社会福祉協議会が置かれている。

社会福祉士

社会福祉に関する専門的な知識と技術を持ち、身体上、精神上の障害、又は環境上の理由によって日常生活を営むうえで支障があるものを対象に、各種相談に応じたり、助言や指導、援助を行う専門職。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づいて設立した法人。

社会保障審議会

厚生労働省に設置されている審議会の一つ。厚生労働省の諮問機関としての役割を担い、年金問題をはじめとした社会保障制度や人口問題などについて、審議会で調査・審議が行われている。

食生活改善推進員

昭和20年代、食糧が十分でなく、栄養不足の中、乳児死亡率が高く、各都道府県では保健所を中心に「栄養教室」が開設され、主婦を対象とした学習が行われるようになり、健康生活について正しい知識と技術を学び、自らが健康教育の実践者となり取り組む意欲的な主婦のグループが誕生したのがはじまりとされている。「私達の健康は、私達の手で」をスローガンに、食を通じた地域の健康づくりを推進する全国に協議会組織を持つボランティア団体。

自立

一般的には「個人が社会において、あらゆる援助を必要とせずに社会生活を状態的に遂行することができる状態」の意味で用いられることが多いですが、福祉分野においては、「自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」又は「障害等を持っていてもその能力を活用して社会活動に参加すること」の意味としても用いられている。

シルバー人材センター

「生きがい就労」の理念から出発したもので、「高年齢者雇用安定法（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）」を根拠法とし、知事の認可を受け、市町村区域ごとに設立された公益社団法人。臨時的かつ短期的な就労の機会の提供、就労を希望する高年齢者に対する無料の職業紹介及び就労に必要な知識・技術の講習などをを行うことを目的としている。本町には毛呂山町シルバー人材センターが置かれている。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者とのことで、本町では毛呂山町社会福祉協議会に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置している。

成年後見制度

認知症などにより判断能力が不十分となった高齢者等が、福祉サービスの利用や財産の取引等の契約を行う時に、家庭裁判所が選任した後見人が本人の権利や利益を保護し、支援する制度。

世帯

住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者などをいう。

前期高齢者

65 歳～74 歳までの高齢者。

■ た行

第1号被保険者・第2号被保険者

区市町村の住民のうち、65 歳以上のすべての人が介護保険の第1号被保険者であり、40 歳以上 65 歳未満で医療保険に加入している人が第2号被保険者である。介護サービスを利用できる条件や、介護保険料の支払い方法が異なる。

団塊ジュニア世代

年間の出生数が 200 万人を超えた第二次ベビーブーム世代（おおむね、昭和 46（1971）年～昭和 49（1974）年に生まれた年齢層）をさす。

団塊の世代

第二次大戦後、数年間のベビーブーム世代（おおむね、昭和 22（1947）年～昭和 24（1949）年に生まれた年齢層）をさす。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をさす。

地域ケア会議

地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、ケアマネジャーのケアマネジメント支援を通じて、適切な支援につながっていない高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには政策形成につなげることを目指すもの。

地域支援事業

介護保険制度を円滑に実施するために被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。

地域資源

住民の生活に関わる支援を総合的に検討する場合、地域性が重要な要素となる。地域にある人材や各種団体とのつながりを最大限有効に活用し、積極的な事業展開を進めることが必要とされる。

地域ふくしサポーター

誰もが安心して暮らせる町づくりを進めるため、地域の住民の方が地域で暮らす高齢者等を見守る仕組み。地域の中で選ばれた「地域ふくしサポーター」を中心に日ごろの生活上で起こる課題や問題などを発見した際に地域の民生委員に報告し、早期の問題解決へ繋げていく。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されることを目指す仕組み。

地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供される。

地域包括支援センター

地域の高齢者等が安心して暮らせるように、日常の様々な相談を受け、介護保険やその他のサービスを利用するための支援を行う拠点として設置されている。センターでは主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等が互いに連携し、専門性を生かして活動している。

チームオレンジ

認知症本人と共に、地域の社会資源を生かしたインフォーマルな支え合いの仕組みづくりを行う手段の一つ。認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、コーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み。

■な行

任意事業

介護保険制度の趣旨に沿って、市町村が地域の実情に応じ独自の発想や創意工夫によって実施する事業。

認知症

正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障害（物忘れなど）、精神症状・行動障害（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などがみられる。

認知症カフェ（オレンジカフェ）

認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集う場所で、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減などを図ることを目的としている。認知症支援のシンボルカラー・オレンジ色にちなみ、「オレンジカフェ」とも呼ばれる。

認知症ケアパス

地域ごとに策定される、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ。認知症の人気が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況に合わせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決めておくものである。

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者。「認知症サポーター養成講座」を受講することで認知症サポーターとなる。

認知症疾患医療センター

認知症に関する専門医療相談や鑑別診断などを行い、地域の保健医療・介護機関と連携を図るとともに地域の認知症疾患対策の拠点となる。令和3（2021）年現在、県内9か所、さいたま市1か所の計10か所に設置しており、（1）専門医療相談（電話・面談）、（2）鑑別診断とそれに基づく初期対応、（3）認知症周辺症状への対応、（4）認知症医療に関する情報発信を行っている。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴えなどにより認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム。地域包括支援センターを始め、病院・診療所、認知症疾患医療センター、市町村の本庁に配置される。メンバーは、医療と介護の専門職（保健師、看護師、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士等）及び専門医である。

認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う者で、本町では、毛呂山町地域包括支援センターに配置している。

ネットワーク

一般的には「網の目のように相互に結びついた構造を持つシステム」の意味で用いられます
が、福祉分野においては、「保健・医療・福祉をはじめとした関係者の横断的組織、つながり」という意味として用いられている。

■は行

パブリックコメント

町の基本的な政策等（町の総合的な構想、計画又は個別行政分野における基本的な方針など）の策定に当たり、当該政策等の情報を公表し、公表した情報に対する町民等からの意見の提出を受け、提出された意見等を町の政策等に反映させる一連の手続のこと。

バリアフリー

高齢者や障害者等を含むすべての人にとって日常生活や社会生活を営むうえで存在するあらゆる分野の障壁や障害物（バリア）を除去することをいう。例えば、道路や建築物の利用の妨げとなる段差の解消や手すりなどの物理的なバリアフリー、点字や手話通訳等による文化・情報面でのバリアフリー、障害者に対する無知や無関心からくる偏見や差別などをなくす意識上のバリアフリーなどがある。

フレイル

健康な状態と要介護状態の中間の段階を指す。年齢を重ねていく中で、心身や社会性などの面でダメージを受けたときに回復できる力が低下し、これによって健康に過ごせていた状態から、生活を送るために支援を受けなければならない要介護状態に変化していくが、フレイルには「可逆性」という特性もあり、自分の状態と向き合い、予防に取り組むことでその進行を緩やかにし、健康に過ごせていた状態に戻すことができる。

平均余命（平均寿命）

基準となる年の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、各年齢のものが平均的にみて今後何年生きられるかという期待値を表したものとを平均余命といい、特に、0歳における平均余命（0歳児が今後生存するだろうと考えられる平均年数）を平均寿命という。

一般的に、平均寿命という言葉が用いられる場合、「0歳における平均余命」を示しており、その年における死者の年齢を平均したものとは異なるものである。

ペタンク

1910 年に南フランスの港町で生まれた、木製又は樹脂製の目標球・ビュットにより近づくように、金属製のペタンクボールを投げて競うボールスポーツ。

包括的支援事業

地域包括支援センターが介護保険法に基づき包括的に実施する事業を総称して指す。

法人後見

社会福祉法人やN P O 法人などが親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に判断能力が不十分な人の保護、支援を行うこと。

保険料基準額

介護保険料は、3年間の運営期間中における介護サービスの提供に要する費用の見込み額から、被保険者の保険料でまかなう金額を算出し、この額を被保険者数等で割ることにより算定される。算定された基準額を12で割ることで、保険料基準月額が算出される。

ボランティア

自らすすんで、自分の考えで、自分の身近なさまざまな問題に取り組んでいく活動で、活動にあたり特別な資格や技術が必要なわけではない。また、お金や物や名誉などを求めない、お互い様という対等な関係で行われる活動とされているが、近年では、実費や交通費、それ以上の金銭を得て活動する「有償ボランティア」も広まりを見せている。

ボランティアポイント制度

介護支援ボランティア活動の実績に応じてポイントを付与する制度。

65 歳以上の高齢者を対象とした一般介護予防事業のうち、住民主体の通いの場等の介護予防活動の支援・育成を行う地域介護予防活動支援事業の枠組みを活用し、通いの場づくりの担い手の確保や参加を推進する目的で、介護予防に資する取組への参加やボランティア等への参加に対してポイント付与を行う制度。

■ま行

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に規定される地域における福祉行政への協力や住民への情報提供、住民の生活状況の把握などを行う委員のこと。それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めており、児童福祉法に基づく「児童委員」を兼ねている。

■や行

有料老人ホーム

住むための「居住機能」と日常生活に必要な食事や掃除、洗濯、健康管理などを提供する「サービス機能」の2つの機能が一体として提供される高齢者向けの住居。入居は、経営者側と入居希望者との自由な契約によるもの。ホームが「特定施設入居者生活介護」の事業者指定を受けている場合には、介護保険の適用を受けることができる。

ゆずっこ元気体操

高知県で開発されたいきいき 100 歳体操を参考にした毛呂山町オリジナルの6種類からなる筋力運動を行う体操のこと。重りをつけたバンドを手首に巻いて行い、重さは0 g から 1.2 kgまでの6段階で調整を行うことができるため、体力に不安のある人でも参加することができるようになっている。

毛呂山町では、生活に身近な自治会を中心に実施しており、近所や顔なじみの人と一緒にワイワイお喋りしながら運動を続けることが可能となっている。

要介護認定者

身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、一定期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態である者。介護認定審査会において、要介護度の審査・判定の結果、要介護状態区分の1～5に認定された者を指す。

要支援認定者

一定期間にわたり継続して、常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれる、又は日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態である者。介護認定審査会において、要介護度の審査・判定の結果、要支援状態区分の1又は2に認定された者を指す。

予防給付

介護予防給付のこと。要支援1～2と認定された被保険者が利用するサービスのうち介護予防・日常生活支援総合事業を除いたものに対する保険給付を指す。

■ ら行

理学療法士

PT（ピー・ティー：Physical Therapist）ともいう。運動機能が低下した状態にある人を対象に、医師の指示のもとでリハビリテーションを行い、日常生活を送るうえで必要な基本的な動作能力の回復をはかる専門職のこと。

身体に障害のない人に対し、介護予防事業などの場において、転倒予防等の指導等の診療の補助に該当しない範囲の業務を行う際であっても、この名称を使用することが認められている。なお、その際に医師の指示は不要とされている。

リハビリテーション

何らかの障害を持つ人が、リハビリテーション専門医の指示のもと、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士、医療ソーシャルワーカーなどの各専門職が連携して、基本的動作能力の回復等を目的とする理学療法や、応用的動作能力、社会的適応能力の回復等を目的とした作業療法、言語聴覚能力の回復等を目的とした言語聴覚療法等の治療を通して、可能な限り元の社会生活を取り戻すこと。

老老介護

介護者と要介護者が共に65歳以上であること。

高齢になるほど体力や身体機能が低下することから、介護者が肉体的、精神的な限界に陥りやすく、第三者の支援がないと生活ができなくなる等、共倒れ状態になる危険性が高い。

第9期毛呂山町高齢者総合計画
毛呂山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画
令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

発行 令和6年3月
発行者 毛呂山町
編集 毛呂山町 高齢者支援課
〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地
電話 049-295-2112（代表）
ファクス 049-276-1013
メールアドレス kourei@town.moroyama.lg.jp
<https://www.town.moroyama.saitama.jp>
